

# 大分県報

平成三十年  
号外(七四)  
十月三十一日

(水曜日)

## 目次

### 告示

- 特別休猟区の指定.....一
- 鳥獣保護区の更新.....一
- 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定.....三

### 告示

#### 大分県告示第六百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣(イノシシ・シカ)の捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成三十年十月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

名称及び所在場所

存続期間

区域及び面積

鳥帽子特例休猟区  
(由布市)  
平三〇・一一・一から平三三・一〇・三一まで

由布市庄内町野畑の県道田野庄内線と市道大龍成合線との交点を起点とし、同市道を北東に進み、県道庄内久住線との交点に至り、同県道を南東に進み、県道龍原狭間線との交点に至り、同県道を南に進み、県道道庄内久住線との交点に至り、同県道を南に進み、由布市と竹田市との境界に至り、同境界を西に進み、阿蘇野川に至り、同川の右岸を北東に進み、県道田野庄内線の野畑橋に至り、同所から同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、三二〇ヘクタールの区域

朝地特例休猟区

平三〇・一一・一

豊後大野市朝地町鳥田の市道神角寺線二号线と国道

(豊後大野市)

一から平三三・一〇・三一まで

四四二号线(牧谷橋)との交点を起点とし、同国道を北に進み、豊後大野市と大分市との境界に至り、同境界を北東に進み、豊後大野市朝地町と豊後大野市大野町との境界に至り、同境界を南西に進み、林道鳥帽子・神角線との交点に至り、同林道を西に進み、林道神角寺線との交点に至り、同林道を西に進み、市道神角寺支線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道神角寺線との交点に至り、同市道を東に進み、豊後大野市朝地町と豊後大野市大野町との境界に至り、同境界を南東に進み、市道鳥屋白石線との交点に至り、同市道を北に進み、市道神角寺線との交点に至り、同市道を北に進み、市道神角寺線二号线との交点に至り、同市道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積八九十ヘクタールの区域。

田来原特例休猟区  
(日田市)

平三〇・一一・一から平三三・一〇・三一まで

日田市大山町大字西大山の市道田来原木弓線と県道日田鹿本線との交点を起点とし、同県道を南に進み、県道西大山大野日田線との交点に至り、同県道を南に進み、市道赤石本村虫秋線との交点に至り、同市道を南に進み、市道坂合線との交点に至り、同市道を西に進み、県道日田鹿本線との交点に至り、同県道を西に進み、県道西大山大野日田線との交点に至り、同県道を西に進み、市道田来原木弓線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道田来原木弓線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、〇八〇ヘクタールの区域

三保山特例休猟区  
(中津市)

平三〇・一一・一から平三三・一〇・三一まで

中津市大字植野の国道一〇号线と県道深株植野線との交点(植野信号機)を起点とし、同県道を南に進み、中津市と宇佐市との境界との交点に至り、同境界を南に進み、中津市三光と宇佐市との境界に至り、同境界を南東に進み、県道深株植野線との交点(清水トンネル)に至り、同県道を南西に進み、県道円座中津線との交点に至り、同県道を北西に進み、県道洪見成恒中津線との交点に至り、同県道を北東に進み、国道一〇号线との交点に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、六三九ヘクタールの区域

#### 大分県告示第六百三十九号

平成三十年十月三十一日

大分県報号外(告示)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成三十年十月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
東鳥獣保護区(杵築市)	平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで	杵築市大字片野の県道日出真那井杵築線と市道納屋第一号線との交点を起点とし、同市道を東に進み、市道納屋臨港線との交点に至り、同市道を南に進み、納屋漁港埋立地周回道路との最初の交点に至り、同道路を東に進み、納屋漁港南側護岸付根との交点に至り、同所から海岸線(最低潮位)を権現鼻に向って進み、加貫鼻を経て日出町との境界(年田川河口右岸)に至り、同境界を北に進み、市道年田浜線との交点に至り、同市道を北に進み、県道日出真那井杵築線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた面積四五〇ヘクタールの区域
諏訪鳥獣保護区(白杵市)	平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで	白杵市大字江無田の市道福良江無田線と県道白杵坂ノ市線との交点(江無田橋)を起点とし、同県道を北に進み、明治橋との交点に至り、同橋を東に進み、市道海辺三二号線との交点に至り、同市道を北東に進み、農道後ヶ迫線との交点に至り、同農道を東に進み、終点に至り、同所から稜線を東に進み諏訪山に至り、同山から稜線を北に進み、東に分岐する尾根に至り、同尾根の稜線を東に進み、北東に分岐する尾根に至り、同尾根の稜線を北東に進み、北西に分岐する尾根に至り、同尾根の稜線を北東に進み、市道黒岩線の終点に至り、同市道を北東に進み、県道下ノ江港海岸線(最低潮位)との交点に至り、同海岸線を北東に進み、大浜集落の通称「松ヶ鼻(鯨の墓)」に至り、同所から白杵港防砂提燈台を見通す線上を進み、同燈台に至り、同所から海岸線(河口)に沿ってを西に進み、白杵川右岸を上流に進み、昭和橋に至り、同橋を渡り、同川左岸を下流に進み、万里橋に至り、同橋から市道福良江無田線を北進し、起点に至る面積四九七ヘクタールの区域
南津留鳥獣保護区(白杵市)	平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで	白杵市大字搔懐の南中学校橋と白杵川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を南西に進み、白杵市大字搔懐二一九二一に通ずる道路との交点に至り、同道路を北西に進み、白杵市大字搔懐二一九二一に至り、同所から北に稜線を進み、通称「キジが鶴の尾根」に至り、同尾根の稜線を北東に進み、南東に分岐する尾根に至り、同尾根の稜線を南東に進み、白杵川左岸との交点に至り、同左岸を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一四ヘクタールの区域
師田原ダム鳥獣保護区(豊後大野市)	平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで	豊後大野市大野町十時の県道大分大野線と師田原ダム管理道路との交差点を起点とし、同管理道路を南西に進み、市道師田原高野線との交差点に至り、同市道を東に進み、県道大分大野線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積二二ヘクタールの区域
久住大船鳥獣保護区(竹田市)	平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで	竹田市大字有氏の国有林大分中部森林計画区二〇七二林班と民有林の境界と同計画区二〇六八林班と民有林の境界との交点(鍋割峠)を起点とし、同計画区二〇六八林班と民有林の境界を北西に進み、銚立峠を経て同計画区二〇六八林班と同計画区二〇六九林班との境界との交点に至り、同境界を南西に進み、同計画区二〇六七林班と同計画区二〇六九林班との境界との交点にいたり、同境界を西に進み、同計画区二〇六六林班と同計画区二〇六九林班との境界との交点に至り、同境界を西に進み、同計画区二〇六四林班と同計画区二〇六九林班との境界との交点に至り、同境界を西に進み、通称「久住分れ」を経て竹田市久住町と玖珠郡九重町との境界(稜線)に至り、同境界を北東に進み、三俣山を経て由布市庄内町と竹田市久住町との境界との交点に至り、同境界を東に進み、黒岳登山道との交点に至り、同登山道を南に進み、同計画区四七林班と同計画区四八林班の境界(通称「ソババッケ」)に至り、同境界を南に進み、同計画区四七林班と民有林との境界との交点に至り、同境界を西に進み、同計画区四六林班と官行造林地一七林班との境界との交点に至り、同境界を西に進み、同計画区四六林班と同計画区二二

<p>天ヶ谷鳥獣保護区 (九重町)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>○七二林班との境界との交点に至り、同境界を北西に進み、同計画区二〇七二林班と民有林との境界との交点に至り、同境界を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、五二七ヘクタールの区域</p>
<p>岳切鳥獣保護区(宇佐市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>宇佐市内町定別当の岳切溪谷右岸と市道田所岳切線との交点を起点とし、同市道を北西に進み、通称「堂ノ田」に至り、同所から通称「投藪尻谷」を東に進み、岳切溪谷右岸との交点に至り、同溪谷右岸を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二八ヘクタールの区域</p>
<p>大分県告示第六百四十号</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域(銃)を指定する。 平成三十年十月三十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬 勝貞</p>
<p>名称及び所在場所 鶴見・野田特定猟具(銃)使用禁止区域(別府市)</p>	<p>存続期間 平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>別府市大字鶴見の県道別府山香線と市道小倉鶴見原線との交点を起点とし、同市道を北西に進み、市道館石二〇号線との交点に至り、同市道を西に進み、市道莊園町館石鶴見原線との交点に至り、同市道を西に進み、県道別府一の宮線との交点に至り、同県道を北に進み、国道五〇〇号線との交点に至り、同国道を西に進み、市道鉄輪野水池明礬線との交点に至り、同市道を東に進み、市道井上添線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道鉄輪赤湯</p>
<p>別府湾特定猟具(銃)使用禁止区域(別府市・大分市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道北鉄輪野田線との交点に至り、同市道を東に進み、県道別府山香線との交点に至り、同県道を北西に進み、県道鉄輪亀川線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道新川線との交点に至り、同市道を南に進み、市道西行寺新川線との交点に至り、同市道を南に進み、市道筋湯寺ノ上線との交点に至り、同市道を南に進み、市道中町三号線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道西行寺線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道妙診鉄輪線との交点に至り、同市道を北西に進み、県道別府山香線との交点に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積五九〇ヘクタールの区域</p>
<p>武蔵・黒津崎特定猟具(銃)使用禁止区域(国東市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>別府市北浜の国道一〇号線と境川右岸との交点を起点とし、同川右岸を東に進み、埋立地突端に至り、同地点から大分港西側灯台を見通す線を進み、同灯台に至り、同所から大分港西側防波堤を南西に進み、海岸線との交点に至り、同海岸線を東に進み、祓川左岸との交点に至り、同川左岸を南西に進み、国道一〇号線との交点に至り、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積九六五ヘクタールの区域</p>
<p>大分特定猟具(銃)使用禁止区域(大分市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>国東市国東町小原の国道二一三号線と清流川右岸との交点を起点とし、同川の右岸を北東に進み、海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南に進み、武蔵川左岸との交点に至り、同川の左岸を西に進み、県道国東安岐線との交点に至り、同県道を北に進み、国道二一三号線との交点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積四四〇ヘクタールの区域</p>
<p>大分特定猟具(銃)使用禁止区域(大分市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>大分市大字日吉原一の一の七号埋立地北東角を起点とし、海岸線を南に進み、同埋立地の北東突端に至り、同所から旧大分市と旧佐賀関町との境界と海岸線との交点を見通す線を進み、同交点に至り、同境界を南東に進み、国道一九七号線との交点に至り、同国道を西に進み、市道東鶴崎下徳丸線との交点に至り、同市道を南に進み、県道大分白杵線との交点に至り、同県道を南に進み、市道下徳丸大津留</p>

平成三十年十月三十一日

大分県報号外(告示)



		<p>線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道松岡大津留線との交点に至り、同市道を南に進み、市道毛井二号線との交点に至り、同市道を北に進み、県道鶴崎大南線との交点に至り、同県道を北に進み、明治大分水路左岸との交点に至り、同水路左岸を北西に進み、県道大分白杵線との交点に至り、同県道を西に進み、国道一〇号線との交点に至り、同国道を元町、古国府及び花園を経て、県道弁天横瀬自動車道線との交点に至り、同県道を南西に進み、東九州自動車道(大分インターチェンジ)との交点に至り、同自動車道を北西に進み、県道大分白杵線との交点に至り、同県道を東に進み、市道王子椎迫線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道南春日駄原線との交点に至り、同市道を北東に進み、市道王子南線との交点に至り、同市道を北東に進み、国道一〇号線との交点に至り、同国道を北西に進み、祓川左岸との交点に至り、同左岸を北東に進み、海岸線との交点に至り、同海岸線を西に進み、大分港西側防波堤との交点に至り、同防波堤を北東に進み、西側灯台に至り、同所から豊海一丁目北西角を見通した線を進み、豊海一丁目北西角に至り、同所から埋立地の海岸線と大分川、乙津泊地、鶴崎泊地のそれぞれ両岸突端を結ぶ線を北東に進み、九州石油大分製油所東北角に至り、同所から青崎の六号埋立地に北西角を見通す線を進み、同埋立地北西角に至り、同所から大在公共埠頭西側の六号埋立地北西角を結ぶ線を進み、同埋立地北東角に至り、同所から大在埠頭東側の七号埋立地北西角を結ぶ線を進み、同七号埋立地北西角に至り、同所から同埋立地北東角を見通す線を進み、起点に至る線に囲まれた区域及び同区域の五〇〇メートル沖合の海面を含む面積八、五〇〇ヘクタールの区域</p>
<p>佐伯特定猟具(銃)使用禁止区域(佐伯市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>佐伯市大字池船町の番匠川左岸と市道駅前佐伯大橋線との交点(佐伯大橋)を起点とし、同市道を北に進み、住吉橋と中江川左岸との交点に至り、同川左岸を東に進み、中川右岸との交点に至り、同川右岸を北東に進み、海岸線との交点に至り、同海岸線を東に進み、番匠川左岸との交点に至り、同川左岸を南に進み、起点に至る線に囲まれた五〇〇ヘクタ</p>
<p>木立特定猟具(銃)使用禁止区域(佐伯市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>1ルの区域 佐伯市大字木立の国道三八八号線と県道長良木立線との交点(津志河内線)を起点とし、同国道を南東に進み、県道色宮港木立線との交点に至り、同県道を南東に進み、木立川支流大野川に架かる通称「竹ヶ鼻橋」との交点に至り、同所より農道を南西に直進し、突き当たって更に南東に進み、市道木立中央線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道門の鼻亀の甲線との交点に至り、同市道を北西に進み、国道三八八号線との交点に至り、同国道を南西に進み、市道角道線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道小島角道線との交点に至り、同市道を北西に進み、木立川左岸堤防管理用通路との交点に至り、同通路を北西に進み、県道長良木立線との交点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた面積三四ヘクタールの区域</p>
<p>日田特定猟具(銃)使用禁止区域(日田市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>日田市大字日高の国道二一二号線と市道小淵大宮線との交点を起点とし、同市道を南西に進み、県道日田鹿本線との交点に至り、同県道を北西に進み、国道二一〇号線との交点に至り、同国道を西に進み、県道石井庄手線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道石井舟場三ッ頭線との交点に至り、同市道を北西に進み、同市道の終点に至り、同所から三隈川の右岸と花月川の左岸との交点を見通す線を進み、同交点に至り、同所から花月川の左岸を北東へ進み、同交点に至り、同所から花月川の左岸を北東へ進み、国道三八六号線との交点に至り、同国道を東に進み、国道二一二号線との交点に至り、同国道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積四八〇ヘクタールの区域</p>
<p>耶馬溪特定猟具(銃)使用禁止区域(中津市・玖珠町)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>中津市耶馬溪町大字鴨良の県道森耶馬溪線と県道耶馬溪院内線との交点を起点とし、県道耶馬溪院内線を東に進み、市道折戸線との交点に至り、同市道を南に進み、奈女川左岸との交点に至り、同川左岸を上流に進み、市道錦雲峽家籠線の暗渠に至り、同所から同市道を西に進み、県道森耶馬溪線との交点に至り、同県道を南西に進み、併用林道ヲシカ長尾線との交点に至り、同林道を北西に進み、国有林大分西部事業区二〇一林班と民有林との境界に至り、</p>

<p>中津特定猟具(銃) 使用禁止区域(中津市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>	<p>豊後高田市と真玉町との境界(赤坂川)と国道二一三号線との交点(赤坂橋)を起点とし、国道道を南西に進み、石部川中央線との交点(堂ノ本橋)に至り、同川の中央線を西に進み、市道呉崎A三二一号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道呉崎K一号线との交点に至り、同市道を西に進み、市道呉崎K二号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道呉崎K二〇号线との交点に至り、同市道を東に進み、市道呉崎K三〇号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道広瀬B三三号线との交点に至り、同市道を北東に進み、市道高田B三三号线との境界(赤坂川)との交点(潮見橋)に至り、同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積五四三ヘクタールの区域</p>	<p>真玉干拓特定猟具(銃)使用禁止区域(豊後高田市)</p>	<p>平三〇・一一・一から平四〇・一〇・三一まで</p>
<p>同境界を北西に進み、うつくし谷との交点に至り、同谷を北西に進み、玖珠町境界との交点に至り、同境界を北西に進み、字上百谷に通じる里道との交点に至り、同里道を北に進み、市道百谷藤の木線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道池の畑線との交点に至り、同市道を東に進み、県道森耶馬溪線との交点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、一〇五ヘクタールの区域</p>	<p>中津市大字小祝の中津川の流心と県道中津港線の北門橋の交差点を起点とし、同県道を南東に進み、県道中津高田線との交点に至り、同県道を南に進み、県道東下中津線との交点に至り、同県道を南に進み、県道豊前万田線との交点に至り、同県道を西に進み、県境の山国川の市場橋との交点に至り、これより山国川の流心を下流に進み、中津川との分岐点との交点に至り、中津川を下流に進み、起点に至る線に囲まれた二八〇ヘクタールの区域</p>	<p>豊後高田市と真玉町との境界(赤坂川)と国道二一三号線との交点(赤坂橋)を起点とし、国道道を南西に進み、石部川中央線との交点(堂ノ本橋)に至り、同川の中央線を西に進み、市道呉崎A三二一号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道呉崎K一号线との交点に至り、同市道を西に進み、市道呉崎K二号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道呉崎K二〇号线との交点に至り、同市道を東に進み、市道呉崎K三〇号线との交点に至り、同市道を北に進み、市道広瀬B三三号线との境界(赤坂川)との交点(潮見橋)に至り、同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積五四三ヘクタールの区域</p>	<p>真玉町大字西真玉の市道真玉干拓A五号線と市道真玉干拓B二号線の交点を起点とし、同市道を南西に進み、赤坂川の通称入川の中央線を南西に進み、旧豊後高田市と旧真玉町の境界(赤坂川)との交点に至り、同境界を北西に進み、市道真玉干拓B九号線の始点と終点を結ぶ線の延長線との交点に至り、同所から同市道終点を結ぶ線上を進み、同市道終点</p>	<p>同境界を北西に進み、うつくし谷との交点に至り、同谷を北西に進み、玖珠町境界との交点に至り、同境界を北西に進み、字上百谷に通じる里道との交点に至り、同里道を北に進み、市道百谷藤の木線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道池の畑線との交点に至り、同市道を東に進み、県道森耶馬溪線との交点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、一〇五ヘクタールの区域</p>
<p>に至り、同所から市道真玉干拓B九号線を北東に進み、真玉港左岸との交点に至り、同港左岸を南東に進み、旧堤防との交点に至り、同旧堤防を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二一三ヘクタールの区域</p>				

平成三十年十月三十一日

大分県報号外(告示)